

特定配水管布設工事に関する要綱
(給水管の輻輳化解消及び抑制)

		改正後
対象路線		公道
給水管網		イ、既に給水管が1本以上布設され、2本目以上の布設を検討している路線の場合 ⇒市街化区域、市街化調整区域の両方を対象 ロ、給水管が布設されていない路線の場合 ⇒市街化区域のみ対象
費用負担	配水管布設費	イ、の場合 ⇒給水引込み費用の90% ロ、の場合 ⇒給水引込み費用の100%
	舗装復旧費	イ、ロ、ともに ・給水引込みに伴う舗装本復旧費用の50%